

国家検定



(技能士章)

令和6年度後期

技能検定受検案内

(技能五輪佐賀県大会案内)

技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準によって検定し、国として証明する国家検定制度です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として職業能力開発促進法に基づき実施されています。合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級及び3級については佐賀県知事名の合格証書が交付され、それぞれ技能士という称号が与えられます。

令和6年度後期技能検定実施日程

受付期間	令和6年10月7日(月)～10月18日(金)まで		
受付手続き	<input type="checkbox"/> 提出するもの ① 受検申請書(記入例:12ページ参照) ② 受検手数料(受検手数料の額:9～11ページ参照)の振込金額納付書(控) ③ 必要な添付書類(3ページ参照) <input type="checkbox"/> 提出先 佐賀県職業能力開発協会 〒840-0814 佐賀市成章町1-15 TEL 0952-24-6408 FAX 0952-24-5479		
実技試験	問題公表	令和6年11月28日(木)	当協会でご発表します。また、受検者には受検票とともに送付します。全国統一実施の職種及び判断等試験については実技試験問題概要等のみご発表します。
	実施期間	令和6年12月5日(木) ～ 令和7年2月16日(日)	左記期間内の指定する日 (4・5ページ参照)
学科試験	実施日	令和7年1月26日(日) 令和7年2月2日(日) 令和7年2月9日(日)	日時・場所等は受検票にてご通知します。
合格発表	令和7年3月14日(金)	<input type="checkbox"/> 佐賀県ホームページにおいて合格者の受検番号がご発表されます。 <input type="checkbox"/> 合格者への通知 ① 合格者:佐賀県からご通知されます。 ② 実技試験又は学科試験のどちらかの合格者: 当協会からご通知します。	

※受検申請受付に係る対応(お願い)

- ・受検申請手続きは、原則郵送(書留等)となります。(締切日までの消印に限り有効)
- ・受検手数料は、「銀行振込」で納付してください。

受検申請から合格発表までの流れ

受検申請書

○ 受検申請書用紙

当協会、県内各公共職業能力開発施設及び県内各商工会議所などにあります。

受検申請

○ 受検申請受付期間：1ページを参照ください。

○ 申請時に提出が必要な書類：3ページを参照ください。

受検手数料 の振込

○ 受検手数料：9ページ以降を参照してください。

- ・申請には、振込金額領収書（控）の貼付が必要となります。
 - ・インターネットバンキング振込の場合、出力用紙を添付してください。
 - ・振込手数料は、受検される方の負担となります。
 - ・複数人をまとめて振り込む場合、各受検者の手数料内訳明細を記入し、添付してください。
- ※ 申請書受理後は、手数料の返還はいたしません。
(ただし、締切後1週間以内は返還可能です。)

○ 振込先：振込先銀行名：佐賀銀行県庁支店

種目・口座番号：普通預金・101260

名義：佐賀県職業能力開発協会

申請書等の 提出

○ 提出方法：原則郵送（書留）となります。（締切日までの消印に限り有効）

封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きし、**受検申請書、提出書類貼付用台紙及び振込金額領収書（控）**等を同封し、当協会へ送付ください。

※ コピー、FAXでの申し込みは、できません。

※ 提出書類貼付用台紙には、「本人確認書類の写し」、受検手数料の減額に必要な証明書等の貼付を忘れないようご注意ください。

※ 実技又は学科試験の免除資格がある場合は、それを証明する書類の写しを同封してください。

※ 受検申請後、住所等に変更がある場合、ハガキ（FAX等可）に受検される職種名、作業名、級、受検番号（受検票到着後の場合）、氏名、新住所、新電話番号、住所変更日を記入の上、佐賀県職業能力開発協会「技能検定課」宛お送りください。

申請書の受理

受検票の発送

○ 受検票の発送：

受検者に対して令和6年12月6日までに受検票の発送を完了する予定です。

令和6年12月13日までに到着しない場合は、当協会へ必ず連絡ください。

次の検定職種（作業）の実技試験は12月中旬に実施する予定です。

令和6年12月6日までに受検票が届かない場合は、至急ご連絡ください。

作業：ガラス工事、機械板金、数値制御タレットパンチプレス板金

実技試験

○ 実施期間：1ページを参照してください。

○ 試験問題公表日：1ページを参照してください。

※ 当協会でご公表します。

※ 受検者には、受検票送付時に試験日時、場所等を記載した受検票と試験問題を送付します。ただし、全国統一の職種（作業）については、実技試験問題概要を送付します。

※ 職種により、「ガス溶接作業主任者免許証」「ガス溶接技能講習修了証」及び「安全・衛生特別教育修了証」の携帯がない場合、実技試験を受検できないのでご注意ください。（詳しくは、13ページから17ページを参照のこと）

学科試験

○ 実施期間：1ページを参照してください。

（各作業の試験日は4ページから5ページを参照）

各申請者に対しては、受検票で日時、場所等を通知します。

合格発表

- 合格発表日：1ページを参照してください。
※ 注意：合否結果に関する電話での問い合わせには、一切応じかねますので、ご了承ください。

合格通知の発送

- 合格者
佐賀県産業労働部産業人材課から本人宛に合格通知を発送します。なお、合格証書・技能士章は、令和7年5月ごろ発送します。
- 実技試験・学科試験のいずれかの合格者
当協会から本人宛に一部合格通知を発送します。なお、この通知書は、次回受験時の免除資格証明になりますので、大切に保管してください。
- 合格されなかった方：通知はいたしません。

得点の開示

- 受験者は、以下の内容について情報の提供を受けることができます。
- 内容：学科試験得点、実技試験得点（科目別得点及び総合得点）
 - 期間：合格発表の日から1か月間（土日祝日の閉庁日を除く8時30分から17時15分）
 - 実施場所：佐賀県産業労働部産業人材課（佐賀市城内1-1-59 TEL 0952-25-7100）
希望される方は、自動車運転免許証等本人を確認できるものと受検票又は、合格通知を持参してください。（本人に限ります。代理人は不可。）なお、電話による提供には応じませんので、ご了承ください。

《注意事項》

(必ずお読み下さい)

- 受検申請には、受検申請書、本人確認書類及びその他必要な書類の提出が必要となります。

1 技能検定受検申請書

- ①申請書は、必ず本人が記入してください。
- ②申請書への記載は、職務内容など記載漏れがないか確認してください。
- ③記載事項に不正があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- ④同時に2つ以上の検定職種（作業）の受検申請は、原則としてできません。

2 本人確認書類

- ①氏名・生年月日が、確認できる公的証明書（運転免許証、学生証、健康保険証等）の写しを別紙「提出書類貼付用台紙」に貼り付けて提出ください。
- ②運転免許証は、住所変更等により裏面の記載がある場合は、裏面も写しを貼付してください。

3 その他必要な書類

(1) 免除資格証明書類

- ①実技試験、学科試験の免除を受けようとする場合は、その免除要件に該当する資格を有することを証明することのできる合格証又は免許証等の写しを添付してください。
- ②指導員免許取得による免除を受けようとする場合は、免除可能な検定職種か必ず確認してください。
(8ページ参照)
- ③申請書受理後は、免除資格の記載漏れ等が判明しても試験免除はできません。

(2) 技能検定合格証明書類

- ①1級受検者のうち2級合格後の実務経験で受検する方 … 「2級技能検定合格証書」の写し
- ②1・2級受検者のうち3級合格後の実務経験で受検する方 … 「3級技能検定合格証書」の写し
- ③一部合格で受検する方 … 一部合格通知の写し

(3) 実技試験の受検手数料減額に必要な書類

- ①等級、年齢等により提出書類が相違しますので、詳細は9ページ以降を参照してください。

4 その他

- ①受検者が少ない検定職種（作業）については、実技試験を実施しないか、または他県に実技試験を依頼することがあります。また、受検者が多い場合、試験会場の設備の関係上、職種によっては、抽選となる場合があります。
- ②職業系高校等で、当該検定職種に関する学科（8ページ参照）以外の者が、職業系高校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題がないと判定された場合、「3級技能検定の受検資格付与に係る確認書」を提出することで、3級の受検が可能となります。詳細については、協会へ問い合わせください。
- ③天災などやむを得ない事由により、実施日程を変更あるいは中止する場合があります。その場合、受検者の皆様にご連絡いたします。

実施職種・試験実施日

- 【学科試験】・全国統一の実施日です。
 【実技試験】・○印については、実技試験実施期間（表紙に記載）の指定する日に実施します。
 ・日付が記載されている試験は、全国統一の実施日です。
 ・五輪の欄の◎印は、技能検定2級実技試験により予選を実施する職種です。

特級（25職種）

記号	検定職種名	記号	検定職種名	実施試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
A1	鑄造	A14	半導体製品製造	なし	なし	2月2日PM	2月2日AM
A2	金属熱処理	A15	プリント配線板製造				
A3	機械加工	A16	自動販売機調整				
A4	非接触除去加工	A17	光学機器製造				
A5	金型製作	A18	内燃機関組立て				
A6	金属プレス加工	A19	空気圧装置組立て				
A7	工場板金	A20	油圧装置調整				
A8	めっき	A21	建設機械整備				
A9	仕上げ	A22	婦人子供服製造				
A10	機械検査	A23	紳士服製造				
A11	ダイカスト	A24	プラスチック成形				
A12	電子機器組立て	A25	パン製造				
A13	電気機器組立て						

1、2級（24職種 27作業）

検定職種名	五輪	記号	作業名（選択科目）	実施試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
工場板金		B6	機械板金	○			2月2日PM
		B7	数値制御タレットパンチプレス板金	○			2月2日PM
機械検査		B11	機械検査	○		1月26日PM	1月26日AM
シーケンス制御		B12	シーケンス制御	○		1月26日PM	1月26日AM
自動販売機調整		B17	自動販売機調整	○			2月2日PM
空気圧装置組立て		B23	空気圧装置組立て		1月19日	1月19日AM 9:00	2月9日PM
農業機械整備		B26	農業機械整備	○		2月2日PM	2月2日AM
冷凍空気調和機器施工	◎	B27	冷凍空気調和機器施工	○		2月2日PM	2月2日AM
婦人子供服製造		B28	婦人子供既製服縫製	○		1月26日PM (1級のみ)	1月26日AM
和裁		B30	和服製作	○			2月2日AM
パン製造		B37	パン製造	○			2月2日PM
建築大工	◎	B42	大工工事	○			2月9日AM
かわらぶき		B43	かわらぶき	○			2月9日AM
配管	◎	B44	建築配管	○		1月26日PM	1月26日AM
型枠施工		B47	型枠工事	○		1月26日PM (1級のみ)	1月26日AM
鉄筋施工		B49	鉄筋組立て	○			2月9日PM
コンクリート圧送施工		B50	コンクリート圧送工事		1月19日AM 9:00	1月19日AM 10:10	2月9日PM

検定職種名	五輪	記号	作業名(選択科目)	実施試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
防水施工		B53	塩化ビニル系シート防水工事	○			2月2日AM
		B54	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	○			2月2日AM
樹脂接着剤注入施工		B55	樹脂接着剤注入工事	○			2月9日AM
カーテンウォール施工		B56	金属製カーテンウォール工事		1月19日	1月19日 ^{AM} _{9:00}	2月2日AM
ガラス施工		B58	ガラス工事	○		1月26日 ^{PM} _(1級のみ)	1月26日AM
機械・プラント製図	◎	B59	機械製図手書き	1月26日			2月2日AM
		B60	機械製図CAD	1月26日			2月2日AM
電気製図		B62	配電盤・制御盤製図	1月26日 ^{AM} _{9:00}			2月9日AM
印章彫刻		B65	木口彫刻	○			2月2日AM
塗装		B66	鋼橋塗装	○			2月9日AM

単一等級(1職種 1作業)

検定職種名	五輪	記号	作業名(選択科目)	実施試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
バルコニー施工		C2	金属製バルコニー工事		1月19日	1月19日 ^{AM} _{9:00}	2月2日PM

3級(14職種 16作業)

検定職種名	五輪	記号	作業名(選択科目)	実施試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
機械加工		D2	普通旋盤	○			2月9日AM
機械検査		D3	機械検査	○			2月9日PM
電気機器組立て		D5	配電盤・制御盤組立て	○			1月26日AM
シーケンス制御		D6	シーケンス制御	○			1月26日AM
冷凍空気調和機器施工		D11	冷凍空気調和機器施工	○			2月2日AM
家具製作		D13	家具手加工	○			2月2日PM
建築大工		D15	大工工事	○			2月9日AM
かわらぶき		D16	かわらぶき	○			2月9日AM
配管		D17	建築配管	○			1月26日AM
型枠施工		D18	型枠工事	○			1月26日AM
鉄筋施工		D20	鉄筋組立て	○			2月9日PM
テクニカルイラストレーション		D21	テクニカルイラストレーション手書き	1月19日 ^{AM} _{9:00}			2月9日AM
		D22	テクニカルイラストレーションCAD	1月19日 ^{AM} _{9:00}			2月9日AM
機械・プラント製図		D23	機械製図手書き	1月26日			2月2日AM
		D24	機械製図CAD	1月26日			2月2日AM
電気製図		D25	配電盤・制御盤製図	1月26日 ^{AM} _{9:00}			2月9日AM

以上29職種33作業(特級含まず)

受 検 資 格

- 技能検定は、職業訓練歴や学歴により、受検に必要な実務経験年数が定められています。
 受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。下位級合格後に上位等級を受検する場合は、実務経験年数が短縮できますが、この場合は、下位等級合格証書の写しの添付が必要となります。

(単位：年)

受検対象者 (②～⑩は検定職種に関する設置学科や訓練学科に限る。)		特級	1 級		2 級		3 級	単一等級		
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後	※4				
①	検定職種に関する実務経験のみ	5	7	2	4	2	0 ※1	3		
②	専門高校卒業 ※6 ※5 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0	0	1		
③	短大・高専・高校専攻科卒業 ※6 ※5 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0	0	0		
④	大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ※6 ※5 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0	0	0		
⑤	専修学校(大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程を除く)卒業 ※5 各種学校卒業 【いずれも厚生労働大臣指定のものに限る】		800h 以上			6	0	0	0 ※2	1
			1,600h 以上			5				1
			3,200h 以上			4				0
⑥	短期課程の普通職業訓練修了 ※7		700h 以上			6	0	0	0 ※3	1
⑦	普通課程の普通職業訓練修了 ※7		2,800h 未満			5	0	0	0	1
			2,800h 以上			4				0
⑧	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※7		3			1	2	0	0	0
⑨	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 ※7		1			0	0	0	0	
⑩	指導員養成課程の指導員養成訓練修了 ※7	1		0	0	0	0			
⑪	職業訓練指導員免許取得 ※5 (検定職種に関する免許職種に限る)	1		—	—	—	0			
⑫	高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※7	0		0	0	0	0			

【注意事項】

- ・高校の普通科、大学の経済学科など検定職種に関連のない設置学科を卒業されている方は、①の実務経験年数が必要となります。
- ・実務経験年数は、受付最終日(10月18日)で算定します。
- ・下位等級の合格後の実務経験年数は、合格証書の交付年月日が起算日となります。
- ・⑥～⑩及び⑫の検定職種に関する訓練科は、修了した訓練施設又は当協会へご確認ください。
- ・必要に応じて、受検資格について所属事業所等への電話照会や追加審査を行うために証明書の写しの提出を追加で求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ※1 技能検定職種に関して実務の経験を有する方に、受検資格が認められます。
- ※2 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けているか否かは問いません。
- ※3 総訓練時間が、700時間未満のものを含みます。
- ※4 3級の技能検定については、上表に記載した以外に、検定職種に関する学科に在学する方及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている方も受検資格を認めています。
 また、工業高等学校に在学する方等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された方も受検資格を認めています。
- ※5 ②～⑤の場合の検定職種に関する設置学科、⑪の検定職種に関する免許職種については、8ページの表を参照してください。
- ※6 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した方並びに独立行政法人大学改革・学位授与機構により学士の学位を授与された方は、学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。
- ※7 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を修了された方も、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

試験免除資格

○ 実技試験又は学科試験が免除される資格、級別、期間の主なもの、次のとおりです。申請書提出の際、証明書類として必ず免除資格を証明する書面（合格証書、免許証、技能証等）の写しを添付してください。

1. 技能検定関係

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除対象の試験	備考
① 技能検定試験合格	1級 技能検定合格	同一の検定職種	1級・2級・3級	学科試験	例) 1級機械加工普通旋盤作業技能検定合格の場合 〔1級機械加工ワイヤ盤作業を受検する際には、学科試験が免除できます。〕
	2級 技能検定合格		2級・3級		
	3級 技能検定合格		3級		
	単一等級 技能検定合格		単一等級		
② 実技試験合格	特級 実技試験のみ合格	同一の検定職種	特級	実技試験	1) 特級における免除可能期間は、合格日から5年間です。 2) 合格した実技試験と同一の「選択科目」を選択して受検する場合があります。
	1級 実技試験のみ合格		1級・2級・3級		
	2級 実技試験のみ合格		2級・3級		
	3級 実技試験のみ合格		3級		
③ 学科試験合格	単一等級 実技試験のみ合格		単一等級		
③ 学科試験合格	特級 学科試験のみ合格	同一の検定職種	特級	学科試験	1) 特級における免除可能期間は、合格日から5年間です。 2) 合格した学科試験と同一の「選択科目」を選択して受検する場合があります。
	1級 学科試験のみ合格		1級・2級・3級		
	2級 学科試験のみ合格		2級・3級		
	3級 学科試験のみ合格		3級		
	単一等級 学科試験のみ合格		単一等級		

2. 職業能力開発行政関係

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除対象の試験	備考
④ 指導員	職業訓練指導員試験に合格した方、職業訓練指導員免許を取得した方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	学科試験	○ 技能検定職種と指導員免許職種との関係は、9ページを参照してください。
⑤ 技能照査	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、5年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	特級・1級・2級・3級・単一等級	学科試験	○ 要否判定は技能照査合格証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の署名がなされているものに限り、 ○ 要否判定は技能照査合格証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の署名がなされているものに限り、
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、2年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、4年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、1年以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	普通課程の普通職業訓練の技能照査に合格後、2年(2800h以上なら1年)以上の実務経験をされた方	相当する検定職種	2級・3級・単一等級		
	技能照査合格者(応用課程・特定応用課程) 技能照査合格者(専門課程・特定専門課程・普通課程)	相当する検定職種 相当する検定職種	2級・3級・単一等級 2級・3級		
⑥ 技能士コース	短期課程の普通職業訓練の1級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方	相当する検定職種	1級・2級・3級	学科試験	○ 要否判定は各級の技能士コース修了証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の署名がなされているものに限り、
	短期課程の普通職業訓練の2級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		2級・3級		
	短期課程の普通職業訓練の単一等級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		単一等級		
⑦ 検定委員	中央技能検定委員を2年以上務められた方	相当する検定職種	1級・2級・3級・単一等級	実技試験 学科試験	○ 選択科目のある検定職種の場合は、同一の選択科目に限り、
	都道府県技能検定委員を2年以上務められた方		1級・2級・3級・単一等級		
⑧ 技能証	技能五輪全国大会において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	1級・単一等級	実技試験	○ 全国大会主催者からの通知に基づく成績優秀者に限り、
	技能五輪地方予選会において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級・3級	実技試験	○ 平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限を過ぎた技能証であっても有効です。
	全国障害者技能競技大会の実技部門において技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級・3級	実技試験	
	全国障害者技能競技大会の学科部門において技能証の交付を受けた方			学科試験	

3. 他法令等関係

免除要件	免除の対象者	免除に該当する検定職種	等級	免除対象の試験	備考
⑨ 建築士	建築士法による1級・2級建築士試験に合格した方又は1級・2級建築士の免許を受けた方 建築士法による木造建築士試験に合格した方又は木造建築士の免許を受けた方	建築大工	1級・2級	学科試験	
		ブロック建築	単一等級		
		枠組壁建築	単一等級		
		建築大工 枠組壁建築	1級・2級 単一等級		
⑩ 和裁	東京商工会議所が行う和裁の技能検定の1級技能検定合格者 東京商工会議所が行う和裁の技能検定の2級技能検定合格者	和裁	1級・2級	実技試験	
			2級		

技能検定職種と高校等の設置学科・職業訓練指導員免許職種の対比表

受検する検定職種名	実務経験年数が短縮される関連する設置学科名 (※1) (高校・短大・大学・専修学校など)	学科試験が免除される 指導員免許職種名 (※2)
工場板金	機械科	塑性加工科
機械検査	機械科	機械科
シーケンス制御	電子科/電気科	電気科/メカトロニクス科
自動販売機調整	電子科/電気科	電子科/電気科
空気圧装置組立て	機械科	—
農業機械整備	機械科	農業機械科
電気機器組立て	電子科/電気科	電気科/メカトロニクス科
冷凍空気調和機器施工	設備科	冷凍空調機器科
婦人子供服製造	被服科/服飾科/洋裁科	洋裁科
和裁	被服科/服飾科/和裁科	和裁科
パン製造	菓子科/製パン科	パン・菓子科
家具製作	工芸科	木工科
建築大工	建築科/大工科	建築科/枠組壁建築科
かわらぶき	建築科	屋根科
配管	機械科/造船科/建築科	配管科/住宅設備機器科
型枠施工	建築科/土木科	建設科
鉄筋施工	建築科/土木科	建設科
コンクリート圧送施工	建築科/土木科	建設科
防水施工	建築科	防水科
樹脂接着剤注入施工	建築科	—
カーテンウォール施工	建築科	サッシ・ガラス施工科
ガラス施工	建築科	サッシ・ガラス施工科
テクニカルイラストレーション	機械科/電気科/建築科	機械科
機械・プラント製図	機械科/金属工学科/溶接工学科/化学工学科/工業化学科	機械科
電気製図	電気科	電気科
印章彫刻	—	印章彫刻科
塗装	建築科/塗装科/工芸科	塗装科
バルコニー施工	建築科	建築科/枠組壁建築科
機械加工	機械科	機械科

※1 検定職種に関する設置学科は、この表に記載のほかこれに準じる設置学科も対象となりますので、当協会にご相談ください。

※2 学科試験が免除される職業訓練指導員免許職種は、主なものを掲載しています。この表に記載のほか旧免許職種も対象となりますので、当協会にご相談ください。

受検手数料（非課税） No. 1

○ 佐賀県では、特級受検者を除き、県内企業に勤務されている方や訓練生等に対して実技試験手数料を独自に減額する措置を設けています。

※減額措置を受けるためには証明書が必要ですので、必要となる書類(提出書類)を必ず提出してください。

【特級】

実技試験手数料:18,200円

学科試験手数料:3,100円

【1級、2級、単一等級】

★()は2級の金額

受検者の区別	実技試験手数料の減額に必要な証明書					【減額後】 実技試験 手数料	学科試験 手数料
	A: 在学証明書、訓練 在籍証明書または学生証の写し ※3	B: 現住所 が確認できる公的証明書 の写し(運転免許 証等) ※3	C: 県内就 業が確認で きる書面 (在職証明 書等)	D: 雇用保 険の被保険 者であるこ とを確認で きる書面の 写し(雇用 保険被保険 者資格取得 等確認通知 書等)	E: 職に就 いていない ことが確認 できる書 面の写し (雇用保険 被保険者 離職票等)		
(1) 県内施設訓練生等(※1)	○					9,200円 (2,900円)	一律 3,100円
(2) 県外施設訓練生等(※1) ア 県内に住所を有する方	○	○					
(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の方 ア 県内において職に就いている方			○			9,200円	
イ 職に就いていない方 (県内に住所を有する方に限る。)		○		○			
(4) (1)から(3)に該当しない方						18,200円	

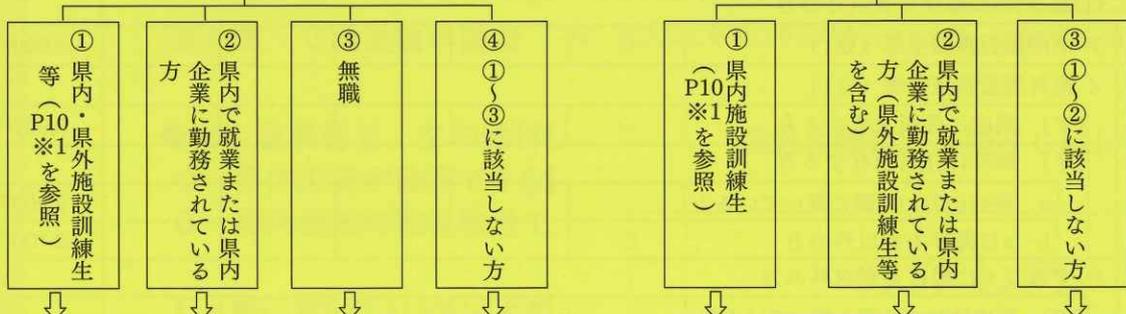
【1級、2級、単一等級】

受 検 者

居住地

【県内】

【県外】



受検料	単1級	9,200円	18,200円	9,200円	18,200円
	2級	2,900円	9,200円	2,900円	9,200円

【必須】本人確認書類(運転免許証、健康保険被保険者証、学生証、在学証明書 など)

B 現住所確認書類(P10※)を参照)

A 訓練生等 確認書類	C 県内就業 確認書類	E 無職 確認書類	A	C A
----------------	----------------	--------------	---	--------

試験免除に必要な確認書類(技能検定合格証書、免許証、技能証 など)

- ※1 訓練生等とは、受検申請を行う日の時点で以下の①～⑧のいずれかに在籍している方、又は求職者支援訓練を受けている方です。
 ① 公共職業能力開発施設(注1)又は職業能力開発大学校 ② 認定職業訓練施設(注2) ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
 ④ 特別支援学校の高等部 ⑤ 専修学校又は各種学校 ⑥ 高等専門学校 ⑦ 短期大学 ⑧ 大学
 (注1) 短期課程の普通職業訓練、又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方で就職している方は除きます。
 (注2) 就職している方は、除きます。
- ※3 3ページ「注意事項」2本人確認書類で確認できる場合は、同じ書類の提出は不要です。
 ○ 学校等でまとめて申請する場合、在学証明書は申請者全員を一覧にしたもので構いませんが、生年月日を記載してください。
 ○ 受検料減額の対象は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。

数字
ない
定職
受検
こと。
と。
経験
当な
具体
取得
番号
する
名称
等の
と。
と。

受検手数料（非課税） No.2

【3級】

受検者の区別	実技試験手数料の減額に必要な証明書					【減額後】 実技試験 手数料	学科試験 手数料	
	A: 在学証明書、訓練 在籍証明書または学生証の写し ※3	B: 現住所が確認できる公的証明書の写し（運転免許証等） ※3	C: 県内就業が確認できる書面（在職証明書等）	D: 雇用保険の被保険者であることが確認できる書面の写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）	E: 職に就いていないことが確認できる書面の写し（雇用保険被保険者離職票等）			
(1) 23歳未満の方（※2）のうち、雇用保険の被保険者の方								
ア 県内施設訓練生等（※1）	○			○		2,900円	一律 3,100円	
イ 県外施設訓練生等（※1）								
(ア) 県内に住所を有する方	○	○		○		2,900円		
(イ) 県外に住所を有する方	○			○		3,100円		
ウ ア及びイに掲げる者以外の方				○		9,200円		
(2) 23歳未満の方（※2）のうち、雇用保険の被保険者でない方								
ア 県内施設訓練生等（※1）	○					2,900円		
イ 県外施設訓練生等（※1）								
(ア) 県内に住所を有する方	○	○				2,900円		
(イ) 県外に住所を有する方	○					7,600円		
ウ ア及びイに掲げる者以外の方								
(ア) 県内において職に就いている方			○			9,200円		
(イ) 職に就いていない方 (県内に住所を有する方に限る。)		○			○			
(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の方							13,700円	
(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の方								
ア 県内施設訓練生等（※1）	○					2,900円		
イ 県外施設訓練生等（※1）								
(ア) 県内に住所を有する方	○	○				2,900円		
(イ) 県外に住所を有する方								
a 県内において職に就いている方	○		○			9,200円		
b aに掲げる者以外の方	○					12,100円		
ウ ア及びイに掲げる者以外の方								
(ア) 県内において職に就いている方			○			9,200円		
(イ) 職に就いていない方 (県内に住所を有する方に限る。)		○			○			
(4) (1)から(3)に該当しない方								
						18,200円		

- ※1 訓練生等とは、受検申請を行う日の時点で以下の①～⑧のいずれかに在籍している方、又は求職者支援訓練を受けている方です。
 ① 公共職業能力開発施設(注1)又は職業能力開発大学校 ② 認定職業訓練施設(注2) ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
 ④ 特別支援学校の高等部 ⑤ 専修学校又は各種学校 ⑥ 高等専門学校 ⑦ 短期大学 ⑧ 大学
 (注1) 短期課程の普通職業訓練、又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方で就職している方は除きます。
 (注2) 就職している方は、除きます。
- ※2 23歳未満の者とは、技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳に達していない方です。
- ※3 3ページ「注意事項」2本人確認書類で確認できる場合は、同じ書類の提出は不要です。
 ○ 学校等でまとめて申請する場合、在学証明書は申請者全員を一覧にしたもので構いませんが、生年月日を記載してください。
 ○ 受検料減額の対象は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。

○ 受検料減額に必要な書類

- A 訓練生等確認書類（在学証明書、訓練在籍証明書、学生証の写し など）
- B 県内居住確認書類（運転免許証、公的証明書の写し など）… 本人確認書類で確認できる場合は不要
 (※) 県内施設訓練生等は、Bの書類の提出は不要です。
- C 県内就業確認書類（在職証明書、就業証明書 など）
- D 雇用保険の被保険者であることの確認書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し など）
- E 無職確認書類（雇用保険被保険者離職票の写し など）